**令和7年度山ノ内町デジタル推進アドバイザー業務委託仕様書**

本仕様書は、山ノ内町（以下、「本町」という。）が行う「山ノ内町DX推進アドバイザー業務(以下、「本業務」という。)」にかかる基本事項について定めるものである。

**１．業務名称**

令和7年度山ノ内町デジタル推進アドバイザー業務

**２．業務の目的**

町の人口ビジョンによる将来推計では、今後も少子高齢化が進行し、労働人口の減少が見込まれている。そのような中で、現在よりも少ない職員数であっても、住民サービスの水準を維持しつつ、持続可能な行政運営を実現していく必要がある。

　本町では、第6次山ノ内町総合計画前期基本計画において、「行政手続きのデジタル化を基本とした行政手続きの簡略化やワンストップサービスの確立を目指し、さらなる住民サービスの向上を図る」こととしている。

そのために、「書かない役場」「行かない役場」を目標に、業務の構造自体を分析し、デジタル・トランスフォーメーション（以下「DX」と言います）を活用した業務改善への取り組みが必要と考える。

本業務では、デジタル推進に関する専門的知見を有する外部人材の助言や支援を受け、町民の利便性向上、職員の働き方改革と人材育成を実現するためデジタル化推進事業をさらに推進することを目的とする。

**３．業務の内容**

（１）受託者は、所属する者１名を、山ノ内町デジタル推進アドバイザーとして配置する。

（２）受託者は、山ノ内町デジタル推進アドバイザーとして、ＤＸに関する専門的な知識及び経験に基づき、以下の業務を行うものとする。

①現状把握・分析、デジタル施策推進のための助言

・各所属の現状把握及び分析、デジタル施策推進のための業務プロセスの課題を洗い出し整理に対し助言を行う。

②ＤＸ推進の活用に関する全庁的なサポート

・①の結果及び各所属からの相談等に対し、費用対効果・既存システムとの連携などを考慮し、導入すべきデジタル技術等の助言や、ソリューション情報の提供を行う。

③業務に関する打ち合わせ・協議

・概ね1週間に１回（１時間程度/回）の定例ミーティングを行う。

・その他、必要に応じて、進捗状況の報告及び今後の業務の進め方の協議等のため、随時ミーティングを実施する。

④その他ＤＸ推進に関すること

・①から③までの業務のほか、ＤＸの推進に関し必要となる助言を行う。

**４．成果品**

本業務の成果品は、以下のとおりとする。

（１）「３委託業務内容」に掲げた各業務について、次のとおり作成し提出すること。

①業務報告書

・各業務に関して実施した助言等に関する実績報告書（日時、業務内容等を記載したもの）を作成する。

②その他

・本業務の実施に関して作成した資料、各研修資料等一式を提出する。

**５．その他**

（１）受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、仕様に基づいた計画を作成し、委託者と打ち合わせを行い、誠意をもって業務を遂行するものとする。

（２）受注者は、改正個人情報保護法を遵守し、本町が提供する業務に必要な情報資産の管理に万全を期すとともに、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

（３）受注者は、本業務の遂行において本町から資料の貸与を受ける必要がある場合は、本町と協議のうえ貸与を受けること。なお、貸与を受けた場合は、業務終了後速やかに資料を返却すること。また、貸与を受けた資料を汚損等させた場合は、受注者の責任において復旧すること。

（４）本業務の実施に関し、仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、その都度本町と協議を行い決定すること。